

# 生活保護法による指定介護機関制度及び介護扶助の 取り扱いについて

八戸市生活福祉課

## I 生活保護法による指定介護機関制度について

これまで、介護扶助の給付を担当する指定介護機関については、生活保護法等による指定申請が必要（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設除く）でしたが、生活保護法が一部改正されたことに伴い、平成26年7月以降介護保険法の規定による指定又は開設許可があった介護機関については、生活保護法等による指定不要の申出がない限り、生活保護法等による指定を受けたものとみなされることとなりました。（みなし指定）

### 1 平成26年7月以降、介護保険法の規定による指定（開設許可）を受けようとする 介護事業者の方へ

平成26年7月以降、介護保険法の規定による指定（開設許可）がなされた介護機関については、生活保護法等による指定介護機関としての指定を受けたものとみなされます。（みなし指定）

生活保護法等（※1）による指定が不要な場合（※2）には、申出書の提出が必要となります。

指定不要の申出書の提出先は、八戸市介護保険課介護事業者グループとなります。

※1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定についても同様の取扱となります。

※2 生活保護法等による介護機関の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方又は支援給付を受けている中国残留邦人等に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、御注意ください。

### 2 生活保護法等による指定介護機関の申請手続きについて

生活保護法の改正に伴い、生活保護法等による介護機関の指定申請方法が変更となりましたので、下記を参考に申請手続き等を行ってください。

また、指定の要件が法律上具体的に明記され、改正後の生活保護法第54条の2第4項を読み替えて準用する第49条の2第2項の第1号を除く各号のいずれかに該当する場合には、指定できないこととなりました。具体的な指定要件については、誓約書をご確認の上、申請書と併せて提出してください。

申請書及び誓約書の事業所名、開設者・事業者名（法人名）等は、介護保険法で指定を受けた際の正式な名称を記載して下さい。「株式会社」→「(株)」等の省略、あるいは「〇〇訪問介護事業所」→「〇〇介護予防訪問介護事業所」等、語句の追加などは行わないで下さい。開設者が法人の場合は、代表者の個人印ではなく、法人印を押印して下さい。

申請書の提出先は、八戸市福祉事務所生活福祉課となります。

なお、生活保護法等による指定介護機関の指定は、介護保険法上の指定（開設許可）を受けていることが条件となります。

#### ○生活保護法等による指定介護機関の指定申請の要否

- ・介護保険法による指定年月日が平成26年6月末日以前の場合  
→ 生活保護法等による申請必要
- ・介護保険法による指定年月日が平成26年7月1日以降の場合  
→ 生活保護法等による申請不要
- ・指定不要の申出をした後、生活保護法等による指定が必要となった場合  
→ 生活保護法等による申請必要

### 3 平成26年7月より前に生活保護法等の指定を受けている介護事業者の方へ

改正前の生活保護法等による指定を受けている介護機関については、改正後の生活保護法第54条の2第1項の規定による指定を受けたものとみなされます。

ただし、当該介護機関については、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定（開設許可）の取消しがあったとき、又は指定（開設許可）の効力が失われても、生活保護法等による指定の効力は失われません。事業を廃止する場合には、生活保護法等による届出が必要です。（地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設は、除きます。）

### 4 生活保護法等による指定介護機関の指定を受けている事業者の方へ（みなし指定含む）

生活保護を受給している保護者及び支援給付を受けている中国残留邦人等に対する介護サービスの提供にあたっては、生活保護法等に定めるところによる他、「指定介護機関介護担当規程」及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護方針及び介護の報酬」に従う必要があります。（別紙1及び2参照）

## 5 各種届出等

届出書の提出先は、八戸市福祉事務所生活福祉課となります。

### (1) 廃止（休止）届

事業を廃止または休止する場合には、届出が必要です。

ただし、平成26年7月以降にみなし指定を受けた介護機関が、事業を廃止する場合には、介護保険法による廃止の手続きをすることで、生活保護法等の指定の効力も失われます。

### (2) 変更届

事業者（開設者）の名称及び所在地並びに事業所の名称及び所在地に変更が生じたときは、届出する必要があります。

変更届が提出されないと指定内容の変更が福祉事務所に周知されないため、誤った情報が記載された介護券が交付されることとなります。厳密には、誤った介護券は介護報酬請求の根拠とはならず、介護報酬の請求をすることができません。

#### ○変更届が必要な事例（生活保護法）

- ・ 開設者・事業者（法人）の名称の変更
- ・ 開設者・事業者（法人）の所在地の変更
- ・ 事業所の名称の変更
- ・ 事業所の所在地の変更

上記内容に変更が生じた場合は、生活保護法等による指定を受けた事業者は、忘れずに変更届を提出して下さい。

なお、「開設者・事業者の名称の変更」とは、法人格に継続性がある場合に限られます。そのため、別法人に事業を譲渡した時などは「名称の変更」には当たりませんので、指定申請書と廃止届を同時に提出することとなります。

### (3) 再開届

休止していた事業を再開する場合には、届出が必要です。

※ 各種届出をする際には、介護保険法による手続きも行うようお願いします。介護保険法の手続きは、八戸市介護保険課となります。

## 6 介護保険法による事業者の指定更新に伴う処理について

生活保護法等による指定を受けている事業所が、介護保険法による指定更新を受けた場合は、生活保護法等の指定も自動的に継続することになり、更新等の手続は必要ありません。

なお、介護保険法で指定更新を受けられなかった場合、生活保護法等による指定を取り消される可能性があります。

## Ⅱ 介護扶助の取り扱いについて（介護扶助と障害者総合支援法に基づく自立支援給付との適用関係）

### 1 介護保険被保険者（第1号及び第2号(特定疾病)）

各保険者（市町村）が要介護認定を行います。

基本的に介護保険給付及び介護扶助が自立支援給付に優先します。

### 2 介護保険被保険者以外の者（※）

介護保険には加入できないため、福祉事務所が要介護認定を行います（実際には福祉事務所が市町村に対し要介護度判定依頼を行います）。

基本的に自立支援給付が介護扶助に優先します。

※ 40歳以上65歳未満の被保護者であって、医療保険未加入の者（被保護者は国民健康保険に加入できません。）

◎生活保護法では補足性の原理により、他法他施策がある場合その活用を優先することが原則となっています。したがって、介護保険被保険者以外の生活保護受給者（上記2）の介護サービス利用については、当該地域で障害者総合支援法に基づくサービスが利用可能か検討し、利用できない場合又は利用できても十分ではない場合に限り、その不足分について介護扶助を適用することになっています。

ご不明な点があれば、八戸市福祉事務所生活福祉課に御相談下さい。